

就業構造基本調査調査票
◎15歳以上の各人について記入してください

総務省統計局

この調査は、統計法に基づき政府が実施する基礎統計調査です。秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。

○記入には必ず黒の鉛筆又はシャープペンシルを使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。
○答えを記入する欄が○の場合は、当てはまる○を○のようになりつづけてください。
○文字で回答する場合は、点線の枠内に記入してください。

＜数字の記入例＞

1 2 3 4 5 6 7 8 9 0
はねない すきまをあける 上につきぬける 角をつける
たて線1本



政府統計

1 氏名・男女の別及び配偶者（妻又は夫）の有無
2 世帯主との続柄
3 出生の年月
4 教育（1）就学状況
（2）学校区分

5 居住地について
（1）現在の場所に住み始めたのはいつですか
（2）あなたはなぜ現在の場所に住むことにしたのですか
（3）現在の場所に住む前はどこに住んでいましたか
6 収入の種類
（あなたの収入の1年間の収入について記入してください）
（おもなもの一つにマーク）
（その他該当するものすべてにマーク）
電話番号

7 あなたはふだん何か収入になる仕事をしてますか

ここで「仕事をしている」とはふだん仕事をしており、今後もしていくことになる場合をいいます。
収入になる仕事には、家業（農業を含む）の手伝いや内職も含めます。
家事には、育児・介護・看護などを含めます。
通学には「4 教育」欄の記入にかかわらず、予備校・専修学校・各種学校に通っている場合も含めます。

仕事をしている人
仕事をしていない人
その他

・10月1日あるいはその前、数日間たまたま仕事をしていても「仕事をしていない」としますが、季節的な仕事や病気などでたまたま仕事を休んでいる場合は「仕事をしている」とします。
・育児休業や介護休業などのため仕事を一時的に休んでいる場合は「仕事をしている」とします。

A ふだん仕事をしている人
A1 勤め先が自営か別・勤め先における呼称
A1の2 自分で事業を起こしたのですか
A1の3 雇用契約期間の定めのある・1回当たりの雇用契約期間
A1の4 この仕事で雇用契約を更新したことがありますか
A2 勤め先・業主などの経営組織及び事業の内容
A3 本人の仕事の内容
A4 勤め先・業主などの企業全体の従業者数
A5 この仕事の1年間の就業日数及び1週間の就業時間

B ふだん仕事をしていない人
B1 あなたは何か収入になる仕事をしたか
B2 どうして仕事をしたいのですか
B3 どのような種類の仕事（職種）に働きたいのですか
B4 どのようなかたちで仕事をしたいのですか
B5 その仕事を探したり開業の準備をしたりしていますか
B6 仕事を探したり開業の準備をしていないのはどうしてですか
B7 その仕事を探したり開業の準備をしている期間はどれくらいになりますか
B8 仕事があればすぐつくつもりですか
B9 収入になる仕事をしたいと思っていないのはどうしてですか

調査票番号
世帯番号
世帯員番号
世帯員（世帯主の調査票のみ記入）
15歳以上の合計
F Y

A ふだん仕事をしている人のつづき

こちらはウラ側です
オモテ側から記入してください

おもな仕事について (仕事を休んでいる人は 休んでいる仕事について記入してください)	A6 この仕事からの1年間の収入又は収益(税込み) ・この仕事について1年末満の人は1年間の見積額について記入してください ・自営業の場合は、売上高から必要経費を差し引いた営業利益について記入してください	収入なし 500円未満 500円 599円 600円 699円 700円 799円 800円 899円 900円 999円 1000円 1250円 1500円以上
	A7 この仕事にはいつだったのですか ・該当する元号又は西暦について記入した上で年及び月を書いてください	大正 昭和 平成 西暦 年 月
おもな仕事以外の仕事について (仕事を休んでいる人は 休んでいる仕事について記入してください)	A8 この仕事を今後も続けますか ・同じ会社で配置や勤務地が変わった場合は「この仕事を続けたい」とします	この仕事を続けたい この仕事を続けない 別の仕事もしたい ほかの仕事に変わりたい やめたい 仕事を辞めたい
	A8の2 どうしてほかの仕事に変わりたいのですか (おもなものの一つにマーク)	(A9へ) (A8の3へ) (A10へ) 一時的に仕事から休みたい 収入が少なすぎる 事業不振や先行き不安 定年又は雇用契約の満了に備えて 時間的・肉体的に負担が大きい 知識や技能を生かしたい 余暇を増やしたい 家事の都合 その他
おもな仕事以外の仕事について (仕事を休んでいる人は 休んでいる仕事について記入してください)	A8の3 どのようなかたちで仕事をしたいのですか (おもなものの一つにマーク)	正規の従業員・パート・アルバイト 派遣社員 事業所派遣 契約社員 自分で事業を起したい 家を継ぎたい 内職 その他
	A8の4 仕事を探したり開業の準備をしたりしていますか	探している 開業の準備をしている 何もしていない
おもな仕事以外の仕事について (仕事を休んでいる人は 休んでいる仕事について記入してください)	A9 現在より就業時間を増やしたいと思っていますか	今のままでよい 増やしたい 減らしたい
	A10 あなたはほかにも仕事のほか別に別の仕事もしていますか	していない している(ある時期だけしている場合も含む) 会社などの役員 雇われている人 自営業主 自家営業の手伝い 内職 (A12へ)
おもな仕事以外の仕事について (仕事を休んでいる人は 休んでいる仕事について記入してください)	A11 勤め先・業主などの事業の内容 ・『調査票の記入のしかた』を参考にして詳しく書いてください	(A12へ)
	A12 1年前は何をしていましたか	仕事をしていた 仕事をしていたが家事・通学などのかわりにしていた 家事 通学 その他
おもな仕事以外の仕事について (仕事を休んでいる人は 休んでいる仕事について記入してください)	A13 現在のおもな仕事について前は何か別の仕事をしていましたか	ある ない (C欄へ) (D欄へ)

B ふだん仕事をしていない人のつづき

BIO | 1年前は何をしていましたか

家事 通学 その他

仕事をしていた
仕事をもちにしていた 家事・通学などのかわりにしていた

(C欄へ)

BII | 今までに何か仕事をしたことがありますか

ある (C欄へ) ない (D欄へ)

C 前の仕事について

C1 前の仕事をいつやめたのですか ・該当する元号又は西暦について記入した上で年及び月を書いてください	昭和 57 年 (1982 年) 以前 昭和 58 年 (1983 年) 以後 昭和 平成 西暦 年 月
C2 前の仕事はどれくらい続けたのですか	1 か月未満 1 か月以上 年 月
C3 どうして前の仕事をやめたのですか (おもなもの一つにマーク)	会社倒産・事業所閉鎖のため 人員整理・勧退退職のため 事業不振や先行不安のため 定年のため 雇用契約の満了のため 収入が少なかつたため 労働条件が悪かつたため 結婚のため 出産・育児のため 介護・看護のため 病気・高齢のため 自分に向かない仕事だった 一時的にいた仕事だから 家族の転勤又は 事業所の移転のため その他
C4 前の仕事の勤め先が別・勤め先における呼称 ・「労働者派遣事業所の派遣社員」とは労働者派遣法に基づく人をいいます ・上記以外の派遣されていた人(パートの派遣店員など)は派遣元の事業所における呼称について記入してください	雇われていた人のうち 正規の職員・従業員 パート アルバイト 労働者派遣 派遣社員 契約社員 嘱託 その他 会社などの役員 自営業主 自営業主 自営業主の手伝い 内職
C5 勤め先・業主などの事業の内容 ・「調査票の記入のしかた」を参考にして詳しく書いてください	
C6 本人の仕事の内容 ・「調査票の記入のしかた」を参考にして詳しく書いてください	
C7 最初についた仕事は現在の仕事又は前の仕事と別ですか ・通学のかたわらにしたアルバイトなどはここでいう「最初の仕事」とはしません	はい 現在の仕事とも前の仕事とも別 いいえ 現在の仕事が「最初の仕事」 前の仕事が「最初の仕事」 まだ「最初の仕事」についていない (D欄へ)
C8 「最初の仕事」にはいつついたのですか ・該当する元号又は西暦について記入した上で年及び月を書いてください	大正 昭和 平成 西暦 年 月
C9 「最初の仕事」の勤め先が自営か別・勤め先における呼称 ・「労働者派遣事業所の派遣社員」は労働者派遣法に基づく人をいいます ・上記以外の派遣されていた人(パートの派遣店員など)は派遣元の事業所における呼称について記入してください	雇われていた人のうち 正規の職員・従業員 パート アルバイト 労働者派遣 派遣社員 契約社員 嘱託 その他 会社などの役員 自営業主 自営業主 自営業主の手伝い 内職

D 訓練・自己啓発について（全員が記入してください）

D この1年間に仕事に役立てるための訓練や自己啓発をしましたか		した	しなかった
Dの2 訓練や自己啓発の種類		↓ 勤め先での研修 大学・大学院の講座の受講 専修学校・各種学校 の講座の受講 公共職業能力開発施設 の講座の受講 講座・セミナーの傍聴 勉強会・研修会への参加 通信教育の受講 自学・自習 その他	(E欄へ)
(行ったものすべてにマーク)			
(勤め先が実施したもの) →			
(自発的に行ったもの) →			
↳ うち公的助成のあったもの →			
			(E欄へ)

E 育児・介護の状況について（全員が記入してください）

E1 ふだん育児をしていますか ・この設問での育児は未就学児を対象とします ・ここでは孫や弟妹の世話などは育児には含めません ・育児の内容については『調査票の記入のしかた』を参考にしてください	育児をしている 育児をしていない
E1の2 この1年間に育児休業などの制度を利用しましたか 〔利用した場合は あてはまるものすべてにマーク〕 ・「短時間勤務」には勤務日数の短縮も含めます	(E2へ) した 育児休業 短時間勤務 子の看護休暇 その他 しなかった

F 東日本大震災（原子力発電所事故を含む）の仕事への影響（全員が記入してください）

F1 勤め先等が震災の直接の被害を受けたことにより、
 当時のおこなった事に影響がありましたか ☐

・回答例については『調査票の記入のしかた』を参考してください

F2 震災により避難しましたか ☐

・ここでの「避難」には、一時的な退避などの場合は含めません

F2の2 現在 避難していますか ☐

・「避難」先には、仮設住宅のほか、親戚宅、知人宅、民間賃貸住宅などのいわゆる「みなし仮設」も含めます

F2の3 震災時にどこに住んでいましたか ☐

・「現在と同じ都道府県内の別の市区町村」の場合は市区町村名も書いてください

・「現在とは別の都道府県」の場合は都道府県名及び市区町村名も書いてください

・政令指定都市の区の間で移動した場合は「現在と同じ都道府県内の別の市区町村」とします

直接の被害による仕事への影響があった ☐

（休職した
休養したる含む）

直接の被害による仕事への影響があった ☐

（退職した
事業の廃止を含む）

その他
（離職や休職しなかった）

当時 仕事についていない ☐

避難した ☐

避難しなかった ☐

現在 避難している ☐

現在 避難していない ☐

震災後に転居した ☐

震災前の住居に戻った ☐

現在と同じ市区町村 ☐

現在と同じ都道府県内の別の市区町村 ☐

現在とは別の都道府県 ☐

都道府県
市郡
区町村

（世帯主はG欄へ、その他の人は記入おわり）

G 世帯について（世帯主のみ記入してください）

[illegible]

この調査票は機械にかけますので汚れたり丸めたり最初に折られている以上に折ったりしないでください

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第5分野 男女の仕事と仕事の調和

(施策名) 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

ア 全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実

1 主な施策の取組状況

①新たな子ども・子育て支援の検討

・幼保一体化を含む新たな子ども・子育て支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けて検討を行う。

平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、子ども・子育て支援新制度を平成27年4月に施行する方針の下、準備を進めているところ。子ども・子育て支援新制度では、全ての子どもや子育て家庭を対象に、幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進することとしており、幼稚園・保育所・認定こども園を通じた共通の給付を創設したほか、認定こども園制度の改善を図り、幼保連携型認定こども園について、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけ、認可・指導監督の一本化すること等を通じて、その普及を図ることとしている。

2 取組結果に対する評価

上記のとおり、子ども・子育て支援のための包括的・一元的な制度の構築に向けて着実に検討を進めていると評価できる。

3 今後の方向性、検討課題等

上記のとおり、子ども・子育て支援新制度については、平成27年4月に施行を予定。

4 参考データ、関連政策評価等

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第5分野 男女の仕事と仕事の調和

(施策名) 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

ア 全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実

1 主な施策の取組状況

③保育サービスの整備等

- ・働き方の多様化などによる保育ニーズに対応するため、延長保育、休日保育、早朝・夜間保育、病児・病後児保育、複数企業間での協働設置を含む事業所内保育等の多様な保育サービスの拡大を図る。

平成27年4月に本格施行を予定している子ども・子育て支援新制度において、

- ・複数企業間での共同設置を含む事業所内保育については地域型保育事業として、
- ・延長保育事業、病児・病後児保育事業については、市町村の行う地域子育て支援事業の一つとしてそれぞれ位置付けられており、地域のニーズに応じて量の充実に努めている。

2 取組結果に対する評価

多様な保育の充実に向けて着実に取組を行っているものと考えられる。

3 今後の方向性、検討課題等

子ども・子育て支援新制度では、地域のニーズに応じた多様な保育等の充実に努めていることとしており、これらの事業については、市町村が実施主体となり、平成27年度から5ヶ年の事業計画を策定して、計画的に整備を進めていく予定。

4 参考データ、関連政策評価等

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第5分野 男女の仕事と仕事の調和

(施策名) 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

ア 全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実

1 主な施策の取組状況

③保育サービスの整備等

- ・非正規労働者、自営業者、求職者も含め、親の様々な就労状況にも応じることができる公的保育サービスを確実に保障するため、客観的な基準に基づく保育の必要性を認定し、それに基づきサービスを利用する地位を保障する仕組みの導入を検討する。

子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づいて「保育の必要性」を認定することとしている。新制度における「保育の必要性」の事由には、フルタイムのほか、パートタイム、居宅内での労働など基本的にすべての就労（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）や求職活動、就学等が含まれているところ。同基準については、子ども・子育て会議での議論を経て、本年6月にお示ししている子ども・子育て支援法施行規則の中に盛り込まれているところ。

2 取組結果に対する評価

上記のとおり、客観的な基準に基づく保育の必要性の認定等について着実に取組を進めているものと考えられる。

3 今後の方向性、検討課題等

国が定めた基準に基づき、今後各市町村において条例等を制定予定。

4 参考データ、関連政策評価等

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について(分野名) 第5分野 男女の仕事と生活の調和(施策名) 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援
ア 全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実**1 主な施策の取組状況**

⑥地域住民等の力を活用した子育て環境の整備、交流の促進

- ・内閣府において、企業やNPO等が参加した子育て支援の取組を一層推進し、社会全体で子育て家庭を支援する機運の醸成を図るため、自治体・企業・NPOによる「子育て支援連携事業」全国会議を開催（平成26年2月7日）。
- ・内閣府において、平成23年度に「企業参加型子育て支援サービスに関する調査研究」を実施し、企業やNPO等が自治体や公的セクターと連携した特色ある多様な子育て支援の取組状況のほか、子育て世帯の企業参加型子育て支援サービスに関する利用状況や意識を把握するとともに、企業・NPO等連携事業の事例を紹介した。

2 取組結果に対する評価

⑥地域住民等の力を活用した子育て環境の整備、交流の促進

- ・自治体・企業・NPOによる「子育て支援連携事業」全国会議の開催により、社会全体で子育て家庭を応援し、子供を生み育てやすい環境づくりを地域が一体となって進めていくことに資することとなった。
- ・「企業参加型子育て支援サービスに関する調査研究」におけるインターネット調査結果によると、国民は、子育て支援サービスに「経済的負担の軽減となった」など約8割がメリットを感じているとされた。また、企業・NPO等連携事業の事例が広く周知され、子育て支援事業の促進に資することとなった。

3 今後の方向性、検討課題等

⑥地域住民等の力を活用した子育て環境の整備、交流の促進

- ・今後も、自治体・企業・NPOが子育て支援の取組を一層推進し、社会全体で子育て家庭を支援する機運の醸成を図るため、「子育て支援連携事業」全国会議を引き続き開催する予定。

4 参考データ、関連政策評価等

- ・「企業参加の子育て支援事業全国会議」 平成21年度、23年度、24年度開催
- ・自治体・企業・NPOによる「子育て支援連携事業」全国会議 平成25年度開催
- ・企業参加型子育て支援事業調査研究 平成19年度実施
- ・企業参加型の子育て支援事業に関する取組状況等調査 平成21年度実施
- ・企業参加型子育て支援サービスに関する調査研究 平成23年度実施

府省名： 内閣府

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第5分野 男女の仕事と生活の調和

(施策名) 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援
ア 全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実

1 主な施策の取組状況 ⑦ 子育てのための生活環境の整備 ・ 内閣府において、春及び秋の全国交通安全運動において、チャイルドシートの正しい着用の徹底を全国重点の一つに定め、関係省庁、地方公共団体、関係団体等と連携して、広報啓発等を推進した。 ・ チャイルドシートの正しい知識と使用の促進を図るため、関係省庁及び関係団体等と連携し、シートベルト・チャイルドシート推進協議会の活動を通じて研修会の開催や広報・啓発活動を推進した。
2 取組結果に対する評価 ⑦ 子育てのための生活環境の整備 ・ 平成26年4月に警察庁と一般社団法人日本自動車連盟が合同で実施した全国調査によると、チャイルドシートの使用率は61.9%であり、年々、使用率は上昇傾向にあるところ、その要因の一つとして、春及び秋の全国交通安全運動や研修会等を通じたチャイルドシートの正しい着用についての広報・啓発活動等の積極的な推進による意識の向上が考えられる。
3 今後の方向性、検討課題等 ⑦ 子育てのための生活環境の整備 ・ 春及び秋の全国交通安全運動やシートベルト・チャイルドシート着用推進協議会の活動等を通じて、チャイルドシートの正しく使用できる環境づくり等に努めていく。
4 参考データ、関連政策評価等

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第5分野 男女の仕事と生活の調和

(施策名) (2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

ア 全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実

1 主な施策の取組状況

⑦ 子育てのための生活環境の整備

- ・ 社会資本整備重点計画に即して、歩行者・自転車利用者の安全通行の確保、交通の円滑化を図る観点から、バリアフリー対応型信号機や視認性に優れた道路標識等の交通安全施設等の整備を重点的、効果的かつ効率的に推進している。
- ・ 道路管理者と連携して、ゾーン 30（区域を設定して、最高速度 30 キロメートル毎時の区域規制等により、区域内における速度抑制や通過交通の抑制・排除を図るもの）の整備を推進している。
- ・ チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、幼稚園・保育所、病院等と連携して効果的な広報啓発・指導に努め、正しい使用の徹底を図った。特に、使用率の低い比較的年齢の高い幼児及びその保護者に対し、幼稚園・保育所等における交通安全教室等で正しい使用の必要性について教育を行うなど、その取組を強化した。

2 取組結果に対する評価

⑦ 子育てのための生活環境の整備

- ・ 「高齢者、障害者等の移動の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づく基本構想において設定される重点整備地区の主要な生活関連経路において、視覚障害者用付加装置等の音響機能や経過時間表示等を付加したバリアフリー対応型信号機、灯火式道路標識、エスコートゾーン等の整備を推進し、計画の要請を満たした。
- ・ ゾーン 30 については、平成 25 年度末までに 1,111 か所を整備し、計画の要請を満たした。
- ・ 警察庁と一般社団法人日本自動車連盟（J A F）による合同調査の結果、チャイルドシートの使用率は年々向上し、計画の要請を満たした。

3 今後の方向性、検討課題等

⑦ 子育てのための生活環境の整備

- ・ 社会資本整備重点計画において、バリアフリー法に基づき重点整備地区の主要な生活関連経路における信号機等のバリアフリー化率を平成 28 年度までに 100% とすることを目標としていることから、目標達成を目指し、継続的に施策の推進を図る。
- ・ ゾーン 30 については、平成 28 年度末までに全国で約 3,000 か所を整備を目標としており、引き続き道路管理者等と積極的に情報交換を行い、地域の要望等を把握し、円滑な整備に努める。
- ・ ゾーン 30 の整備箇所以外の道路について、歩行者・自転車利用者の安全を確保するため車両の走行速度を抑制すべき道路がある場合には、原則として最高速度 30 キロメートル毎時の低速度規制を実施する。
- ・ チャイルドシートの使用効果・正しい使用方法について、引き続き、講習会等の開催等を通じて広報啓発・指導に努める。特に、早期の意識付けの観点から妊婦及びその配偶者、使用率が他の年齢より低調である比較的年齢の高い幼児及びその保護者に対する広報啓発・指導を強化する。

4 参考データ、関連政策評価等

・ バリアフリー法に基づく信号機等のバリアフリー化進捗状況

主要な生活関連経路上の横断箇所数	バリアフリー化済み横断箇所数					バリアフリー化率 (平成 25 年度末)
	信号機あり				信号機なし	
	音響機能付加	横断時間確保	経過時間表示	歩車分離式	標識・標示の高輝度化	
22, 275	10, 086	3, 987	194	236	7, 284	97. 8%

・ チャイルドシートの使用状況

〔6 歳未満幼児のチャイルドシート使用率の推移（各年 4 月時点）〕

	23 年	24 年	25 年	26 年
使用率	57. 0%	58. 8%	60. 2%	61. 9%

注：警察庁と（一社）日本自動車連盟（J A F）との合同調査による。

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第5分野 男女の仕事と生活の調和

(施策名) 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援
ア 全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実

1 主な施策の取組状況

・経済的な子育て支援の充実について、文部科学省では、「幼稚園教育要領」に基づき、幼稚園の標準の教育時間（4 時間）の前後や長期休業期間中等に行われる、いわゆる「預かり保育」や、子育て相談や子育てに関する情報提供、保護者同士の交流の機会の提供等、幼稚園における子育て支援活動を推進している。

平成 25 年度においては、全国の幼稚園の教員等を対象に、幼稚園教育要領等の趣旨の理解を推進するための協議会を開催し、幼稚園における子育て支援の更なる推進を図っている。また、公立幼稚園については地方交付税により、私立幼稚園については私学助成等により、預かり保育や子育て支援活動を支援している。

幼稚園、保育所等のうち、(ア) 就学前の子どもに教育・保育を提供する機能（保育に欠ける子どもも欠けない子どもも受け入れて教育・保育を一体的に行う機能）、(イ) 地域における子育て支援を行う機能（全ての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子のつどいの場の提供等を行う機能）を備える施設について、都道府県知事等が認定する認定こども園制度が平成 18 年 10 月から開始された。この認定こども園の認定件数は、26 年 4 月 1 日現在、全国で 1、359 件となっている。認定こども園制度の普及促進のため、新制度においては、「幼保連携型認定こども園」を学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設として認可・指導監督権限を一本化し、認定こども園・幼稚園・保育所に共通する給付（施設型給付）を創設して財政支援を一本化することなどにより、認定こども園制度の更なる普及促進を図ることとしている。

また、幼児教育の振興を図る観点から、保護者の所得状況に応じた経済的負担の軽減等を図る「幼稚園就園奨励事業」を実施している地方公共団体に対して、その所要経費の一部を幼稚園就園奨励費補助金により補助している。また、当該補助金は、小学校 3 年生以下の兄・姉がいる第 2 子以降の園児については、第 1 子よりも手厚い保護者負担の軽減措置を実施しており、平成 25 年度は私立幼稚園における補助単価を引き上げるとともに、幼稚園に同時就園する第 3 子以降については、保育所と同様に所得制限を撤廃し、保護者負担を無償とした。

・放課後子どもプランの推進について、文部科学省と厚生労働省が連携し、地域社会の中で、放課後等に子供たちの安全で健やかな居場所づくりを推進するため、放課後子供教室と放課後児童クラブが連携して実施する「放課後子どもプラン」を平成 19 年度に創設し、推進を図っている。

平成 25 年度においては、文部科学省の「放課後子供教室事業」は全国 1 万 396 か所（平成 25 年 8 月現在）で、厚生労働省の「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」は全国 2 万 1、482 か所（25 年 5 月現在）でそれぞれ実施している。

・地域住民等の力を活用した子育て環境の整備について、文部科学省では、身近な地域において、全ての親が家庭教育に関する学習や相談ができる体制が整うよう、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者への学習機会や親子参加行事の企画・提供等の家庭教育を支援する活動を推進している。

また、家庭教育に関する学習講座等において、夫婦共同で子育てをすることの大切さについての意識啓発がなされるよう促している。

2 取組結果に対する評価

・「放課後子供教室の実施」は第3次男女共同参画基本計画の成果目標（平成24年：「放課後子どもプラン」などの取組が、全国の小学校区（約2万か所）で実施されるよう促す）を踏まえ、実施してきた。

また、女性の活躍促進を阻む「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、一体型の放課後児童クラブと放課後子供教室の整備を計画的に進めるため、「放課後子どもプラン」を廃止し、新たな「放課後子ども総合プラン」を、厚生労働省・文部科学省連名で平成26年7月に策定した。

3 今後の方向性、検討課題等

・平成27年4月に施行予定の子ども・子育て支援新制度において、引き続き一時預かり事業や、利用者支援事業を行うなど、幼児教育・保育・子育て支援の充実に努める。

また、保護者負担の軽減については、幼児教育の無償化に向けた取組を5歳児から段階的に進めるとした幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議取りまとめを踏まえ、対象範囲や内容等について検討していく。

・今後は、「放課後子ども総合プラン」に基づき、平成31年度末までに、全小学校区（約2万か所）で一体的に又は連携して実施し、うち1万か所以上を一体型として実施を目指す。

・地域住民等の力を活用した子育て環境の整備について、引き続き、身近な地域における家庭教育支援体制の充実のため、家庭教育支援チームの組織化等による相談対応、保護者等への学習機会の提供等の家庭教育を支援する活動を推進するとともに、父親の家庭教育への参加や、新たな家庭教育支援人材としてのシニア世代などの多様な主体の参画を促進する研究協議を行う。

4 参考データ、関連政策評価等

○放課後子供教室の実施

（平成22年） 9、280 か所

（平成23年） 9、733 か所

（平成25年） 10、396 か所

（平成26年） 9、672 か所

（出典）文部科学省調べ

○地域の豊かな社会資源を活用した土曜日の教育支援体制等構築事業（平成26年度・新規）の実施

（平成26年） 4、780 校

（出典）文部科学省調べ

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について(分野名) 第5分野 男女の仕事と生活の調和(施策名) 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援
ア 全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実**1 主な施策の取組状況**

・子育て世帯に対する現金給付については、平成24年3月に成立した「児童手当法の一部を改正する法律」により、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、同年4月から新しい児童手当制度が施行されている。

・平成25年4月に「待機児童解消加速化プラン」を策定。平成25、26年度を緊急取組期間（整備目標：約20万人）とし、待機児童の解消に向けて、保育所等の整備や保育士確保など、自治体が行き組めるものから速やかに取り組んでいただけるよう政府として全力で支援してきたところ。

・「待機児童解消加速化プラン」を推進するためには、保育を支える保育士の確保が重要である。平成24年度補正予算以降、自治体における保育士確保を支援するため、安心こども基金を活用し、処遇改善や潜在保育士の再就職支援等に取り組んでいる。

・小学校入学後に女性が仕事を辞めざるを得ない状況となるいわゆる「小1の壁」を打破し、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省が共同して「放課後子ども総合プラン」を平成26年7月に策定。一体型を中心とした放課後児童クラブ・放課後子供教室の計画的な整備を進める。

・「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」は全国2万1,482か所（25年5月現在）で実施している。

・身近な場所に子育て中の親子が気軽に集まって、相談や交流を行う地域子育て支援拠点の設置を推進しており、平成25年度は6,233か所で実施されている。

・保護者の通院や社会参加活動、又は育児に伴う心理的・身体的負担の軽減のため、保育所や駅前等利便性の高い場所で就学前の児童を一時的に預かる一時預かり事業の取組を推進しており、同年度は7,903か所で実施されている。

・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、保育施設までの送迎や放課後の預かり、病児・病後児の預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進しており、平成24年度は699か所で実施されている。

・乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、保育施設までの送迎や放課後の預かり、病児・病後児の預かり等の相互援助活動を行うファミリー・サポート・センターの設置を促進しており、平成25年度は738か所で実施されている。

2 取組結果に対する評価

（保育サービスについて）

3 歳未満児のうち、保育サービスを提供している割合：計画策定時 22.8%

最新値 平成26年度 27.3%

（待機児童解消加速化プラン）

平成25、26年度の2カ年の保育拡大量（見込み）は約19.1万人となり、保育の受け皿の増加分のみを積み上げた場合は、20.1万人。

(放課後児童クラブ)

小学校1 ～ 3 年生のうち、放課後児童クラブを提供している割合：計画策定時 21.2%

最新値 平成 25 年度 24.0%

(地域子育て支援拠点事業)

地域子育て支援拠点事業：計画策定時 7,100 か所

最新値 平成 26 年度 8,201 か所

3 今後の方向性、検討課題等

(待機児童解消加速化プランについて)

今後は、平成 27～29 年度の取組加速期間における整備目標（約 20 万人）の達成に向けて、待機児童解消に意欲のある自治体の取組を最大限に支援していくことで、「待機児童ゼロ」を目指す。

(保育士確保について)

「待機児童解消加速化プラン」の確実な実施のため、年内を目途に、子ども・子育て支援新制度における地方公共団体の計画を踏まえた国全体で必要となる保育士数を明らかにした上で、数値目標と期限を明示し、人材育成や再就職支援等を強力に進めるための工程表を「保育士確保プラン」として策定する。

(地域子育て支援拠点事業)

地域子育て支援拠点事業は、子ども・子育て支援法第 59 条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画のもと実施される地域子ども・子育て支援事業として位置づけられており、今後も更なる設置の推進と機能の充実を図っていく。

(児童手当について)

・家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とした、児童手当を支給する。

(放課後子ども総合プランについて)

・「放課後子ども総合プラン」に基づく市町村の取組が進むよう、放課後児童クラブの拡充のための支援策や、一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の強力な推進のための支援策について検討する。

(ファミリー・サポート・センター事業について)

・ファミリー・サポート・センター事業は、子ども・子育て支援新制度において、「地域子ども・子育て支援事業」における、「子育て援助活動支援事業」として、子ども・子育て支援新制度の他の事業と同様に、量的拡充、質の改善を図っていく。

4 参考データ、関連政策評価等

「待機児童解消加速化プラン」集計結果を公表～約 19.1 万人の保育の受け皿拡大を予定～（平成 26 年 9 月 12 日公表）<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000057810.html>

ファミリー・サポート・センター事業：平成 25 年度末実績 738 か所

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**(分野名) 第4分野 男女の仕事と生活の調和****(施策名) 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援****ア 全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実****1 主な施策の取組状況**

- ①様々な社会的課題（高齢者の介護・福祉、買い物支援、まちづくり・まちおこし、子育て支援等）をビジネスの手法を用いて解決するソーシャルビジネスを振興することで、新たな産業や雇用の創出による地域活性化を図った。
- ②株式会社日本政策金融公庫を通じ、女性等を対象に優遇金利を適用する融資制度（女性、若者／シニア起業家支援資金）や、無担保、無保証人で融資を受けられる新創業融資制度等により、起業・創業の支援を行っており、女性、若者／シニア起業家支援資金については、平成25年度補正予算により対象となる貸付起業の創業年限を拡充し、運転資金の貸付利率を引き下げた。
- ③新たな需要を創造する新商品・サービスを提供する創業（第二創業含む）に対して、店舗借入費や設備費等の創業に要する費用の一部を支援した。
- ④地域プラットフォームに属する支援機関や産業競争力強化法に基づき認定を受けた創業支援事業者が「創業スクール」を開催し、創業予備軍の掘り起こしを始め、創業希望者への基本的知識の習得からビジネスプランの策定までの支援を行っている。また、創業スクール受講後も実施主体となる支援機関等がを実施する。

2 取組結果に対する評価

- ①ノウハウ移転・支援事業の採択件数（平成20～23年度）： 24件、うち子育て支援関係は3件（24年度～は、被災地に限定）
- ②【平成11年4月（制度創設時）～平成25年度末の累計実績】
 件数：116,466件（内、女性64,144件）
 金額：5,966億円（内、女性3,269億円）
 【平成25年度】
 件数：9,658件（内、女性5,309件）
 金額：574億円（内、女性321億円）
- ③採択実績：9423件（平成26年10月末時点）
- ④女性創業者の専用講座を全国43コース（全コース291件）実施（平成26年10月末）
- ※②、③は、ソーシャルビジネスを含む起業全体に対する実績

3 今後の方向性、検討課題等

今後も、ソーシャルビジネスの支援のあり方について、検討していく。

4 参考データ、関連政策評価等

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 第5分野 男女の仕事と生活の調和

(施策名) 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援

ア 全ての子育て家庭に向けた子育て支援策の充実

1 主な施策の取組状況

⑦子育てのための生活環境の整備

1. 子どもの身近な遊び場や子育て中の親の交流の場などとして利用できる都市公園の整備について、地方公共団体の取組みを社会資本整備総合交付金等により支援している。
2. 高齢化の著しい大都市周辺部において、居住機能の集約化とあわせた子育て支援施設や福祉施設等の整備を進め、大規模団地等の地域居住機能を再生する取組みを支援。(平成25年度～)
3. 住宅団地等における子育て支援施設等の併設施設の整備について支援を実施。
4. 職住近接で子育てのしやすい都心居住の推進に向け、既成市街地において、快適な居住環境の創出、都市機能の更新等を図るため、住宅や公共施設の整備等を総合的に行う住宅市街地総合整備事業により、地方公共団体における取組みを支援。(平成26年4月現在の実施地区数：51地区)
5. ユニバーサルデザインの考え方を踏まえた、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」により、施設等(旅客施設、車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物等)の新設の際の「移動等円滑化基準」(省令)への適合義務、既存の施設等に対する適合努力義務を定めるとともに、同法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」において、平成32年度末までの整備目標を定め、バリアフリー化の推進を図っている。
6. 各地域において、小中学生をはじめ各世代に幅広く、障害者・高齢者の疑似体験等を通じ障害者・高齢者に対する理解を深めるための「バリアフリー教室」を開催し、高齢者・障害者への対応にとどまらず、妊婦や子ども連れ等への配慮を含めた「心のバリアフリー」の醸成に取り組んでいる。またベビーカーを利用しやすい環境づくりに向けて、子育て等関連団体、交通事業者、学識経験者等で構成する協議会を設けて、ベビーカー使用者及び周囲の人たちに対する「ベビーカー利用にあたってのお願い」や統一的な「ベビーカーマーク」を作成し、交通事業者等において普及・啓発キャンペーンを実施する取組みを行った。

2 取組結果に対する評価

1. 「社会資本整備重点計画」に定めた「都市域における水と緑の公的空間確保量」の平成28年度末までの整備目標(13.5㎡/人)に対し、平成24年度末の実績値(12.8㎡/人)に着実な進捗がみられている。
2. 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世代が交流し、安心して健康に暮らすことができる住宅・まちづくりの実現が図られている。
3. 高齢者、障害者、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる住宅・まちづくりの実現が図られている。

4. 良質な住宅供給とあわせて、道路・公園等の公共施設整備が図られている。

5. 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定めた平成 32 年度末までの整備目標に対し、平成 24 年度も着実な進捗がみられている。

		現状※ ¹ (H24年度末)	H32年度末までの目標
鉄軌道	鉄軌道駅	82%	100%
	鉄軌道車両	56%	約70%
バス	バスターミナル	83%	100%□
	乗合バス車両	ノンステップバス	約70%□
		リフト付きバス等	約25%□
船舶	旅客船ターミナル	88%	100%
	旅客船	25%	約50%□
航空	航空旅客ターミナル	85%	100%□
	航空機	89%	約90%
タクシー	福祉タクシー車両	13,856台	約28,000台
道路	重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路	81%	100%
都市公園	移動等円滑化園路	48%	約60%
	駐車場	44%	約60%
	便所	33%	約45%
路外駐車場	特定路外駐車場	51%	約70%
建築物	床面積2000㎡以上の特別特定建築物の床面積の総ストック	51%	約60%

※1 旅客施設は段差解消済みの施設の比率。1日当たりの平均的な利用者数が3,000人以上のものが対象。

6. 平成 25 年度においては、「バリアフリー教室」を 236 回（12,702 人参加）開催した。

またベビーカーを利用しやすい環境づくりに向けては多くの事業者等の協力によって「ベビーカー利用にあたってのお願い」に関するポスターの掲出やチラシの配布などの取組みが行われた。また統一的な「ベビーカーマーク」についても、各交通機関等に順次普及している状況にある。それらの取組みから「心のバリアフリー社会」に向けた動きが広がりつつある。

3 今後の方向性、検討課題等

1. 子どもの身近な遊び場や子育て中の親の交流の場などとして利用できる都市公園の整備のため、社会資本整備総合交付金等を活用し、引き続き取組の促進を図っていく。

2. 既存住宅団地の建替えを契機に子育て支援施設や福祉施設等の整備を誘導して地域居住機能を再生しつつ、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」の実現に資する取組みに対して引き続き支援していく。

3. 住宅団地等における子育て支援施設等の併設施設の整備を支援しつつ、子育て世帯等の多様な世帯が安心して健康に暮らすことができる「スマートウェルネス住宅」の実現に資する取組みに対して引き続き支援をしていく。

4. 職住近接で子育てのしやすい都心居住の推進に向け、引き続き、住宅市街地総合整備事業により、地方公共団体における取組みを支援していく。

5. 「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に基づく平成 32 年度末までの整備目標の達成に向け、自治体、関係事業者等との連携を強化し、また公共交通機関、公共施設、社会資本等のバリアフリー化事業に対する各種支援制度などを活用し、引き続き取組の促進を図っていく。

6. 今後も「心のバリアフリー社会」の実現に向けて、より多くの世代が「心のバリアフリー」の理解を深めるため継続して「バリアフリー教室」の開催に取り組んでいく。またベビーカーを利用しやすい環境作りに向け、自治体、関係事業者等との連携を図り、引き続き取組みの促進を図っていく。

4 参考データ、関連政策評価等

1. 社会資本整備重点計画に定める、「都市域における水と緑の公的空間確保量」
2. 平成25年度実施地区：9 地区
5. 基本方針に定めたバリアフリー整備目標

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について(分野名) 第5分野 男女の仕事と生活の調和(施策名) 3 働く男女の健康管理対策の推進
ア メンタルヘルスの確保**1 主な施策の取組状況**

- ・事業者が労働者のメンタルヘルスケアに取り組む際の原則的な実施方法を示した「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組が実施されるよう、事業者に対して、労働基準監督署を通じた指導や各都道府県に設置した産業保健総合支援センターによる支援を実施している。
- ・働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」を開設し、事業者、産業保健スタッフ、労働者やその家族等に対して、メンタルヘルス対策の基礎知識や体験談など、メンタルヘルスに関する様々な情報提供を行っている。
- ・労働安全衛生法を改正し（平成26年6月公布）、労働者の心理的な負担の程度を把握するための、医師、保健師等による検査（ストレスチェック）の実施等を事業者に義務付けた（50人未満の事業場は、当分の間、努力義務。平成27年12月施行）。

2 取組結果に対する評価

- ・メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、平成23年の43.6%から、平成25年には60.7%へと上昇しているが、引き続き取組を推進していく必要がある。

3 今後の方向性、検討課題等

- ・平成25年2月に策定された「第12次労働災害防止計画」においても、平成29年までに「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする」とされており、引き続き、職場におけるメンタルヘルス対策の推進や支援の充実を図る。
- ・平成26年6月に公布された「労働安全衛生法の一部を改正する法律」において義務付けられた、ストレスチェック制度の円滑な施行に努める。

4 参考データ、関連政策評価等

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について**(分野名) 第5分野 男女の仕事と生活の調和****(施策名) 3 働く男女の健康管理対策の推進****イ 女性労働者の母性保護及び母性健康管理****1 主な施策の取組状況**

- ・男女雇用機会均等法に基づいた母性健康管理の措置（健康診査の受診等に必要な時間の確保及び医師等の指導事項を守るために必要な措置を講じること）及び労働基準法の母性保護規定（産前産後休業、危険有害業務の就業制限等）について、事業主、女性労働者、医療関係者等に対し周知・徹底を図っている。
- ・周知の一環として企業や働く女性に対し、母性健康管理に関する情報を提供する支援サイト「妊娠・出産をサポートする女性にやさしい職場づくりナビ」14のウェブサイトの運営を行っている。
- ・母性健康管理に関して必要な措置を講じないなど男女雇用機会均等法違反の企業に対し、行政指導を行うとともに、労働者と事業主の間の紛争については、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び機会均等調停会議による調停により、紛争の円滑かつ迅速な解決を図っている。
- ・事業主が母性健康管理の措置を適切に講ずることができるように、女性労働者に対して出された医師等の指導事項を的確に事業主に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用を促進している。

2 取組結果に対する評価

男女雇用機会均等法の履行確保により、職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境の整備を図っている。

3 今後の方向性、検討課題等

- ・引き続き、男女雇用機会均等法の履行確保に努める。
- ・引き続き、母性健康管理の実態やその措置に関する調査等を実施し、専門家による検討を行った上で、その検討結果を踏まえつつ、周知・啓発のための資料の作成・配布を行い、女性労働者・事業主に対し、母性健康管理に関する情報提供、周知・啓発を実施する。また、母性健康管理サイトを引き続き運営し、相談対応や情報提供を行う。

4 参考データ、関連政策評価等

- ・都道府県労働局雇用均等室が実施した男女雇用機会均等法に基づく指導の是正割合（年度内）：計画策定時 94.3%
平成 25 年：97.1%

- ・妊娠・出産、産前産後休業及び育児休業等の取得等を理由とする解雇その他不利益取扱い等に関する相談件数：計画策定時妊娠・出産：1,994 件、育児休業：1,657 件
平成 25 年度：妊娠・出産：2,051 件、育児休業：1,354 件

- ・第1出産前後の女性の継続就業率：38.0%（2010 年）国立社会保障・人口問題研究所「第14回出生動向基本調査」

第3次男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について(分野名) 第5分野 男女の仕事と生活の調和(施策名) 3 働く男女の健康管理対策の推進ウ 妊娠・出産する女性の就業機会確保**1 主な施策の取組状況**

・妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱いについては、男女雇用機会均等法に違反する雇用管理の実態が把握された企業に対して是正指導を行うとともに、労働者と事業主の間の紛争については、都道府県労働局長による紛争解決の援助及び機会均等調停会議による調停により、紛争の円滑かつ迅速な解決を図っている。

・毎年6月の男女雇用機会均等月間におけるポスター掲示等による集中的な広報など様々な機会を捉えて周知徹底を実施している。

2 取組結果に対する評価

・男女雇用機会均等法の履行確保により、職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境の整備を図っている。

・妊娠・出産等を理由とする解雇その他不利益取扱いについては、これまで詳細な調査等を実施していなかったところ、その実態を適切に把握する必要がある。

3 今後の方向性、検討課題等

引き続き、男女雇用機会均等法の履行確保に努めるとともに、実態についてより詳細な調査を実施することを含め、効果的な方法を模索していく。

4 参考データ、関連政策評価等

都道府県労働局雇用均等室に寄せられた男女雇用機会均等法に関する相談件数

：計画策定時（平成21年度）23,301件

最新値（平成25年度）：21,418件

都道府県労働局雇用均等室が実施した男女雇用機会均等法に基づく指導の是正割合（年度内）：計画策定時（平成21年度）94.3%

最新値：（平成25年度）97.1%